

## 第 114 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録（書面開催）

### 1 開催方法

書面開催（令和 7 年 11 月 25 日（火）から 令和 7 年 12 月 18 日（金）まで）

### 2 出席者

【委員 15 名 敬称略・五十音順】

石川 奈緒

伊藤 歩

伊藤 紗子

内田 典子

大河原 正文

大嶋 江利子

大西 尚樹

久保田 多余子

齊藤 貢

櫻井 麗賀

鈴木 まほろ

永幡 幸司

平井 勇介

前田 琢

三宅 諭

【専門調査員 1 名 敬称略】

高橋 雅雄

【事業者】

東急不動産株式会社

### 3 議事

（希少動植物等に関する審議については、会議資料の一部を非公開とすることについて、委員の了承を得ていること。）

#### （1）（仮称）宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価準備書について

ア 委員から追加質問等があり、事業者が回答を行った。（内容は、別紙資料 1 「第 114 回岩手県環境影響評価技術審査会 （仮称）宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価準備書に対する委員等からの追加質問等及び事業者回答」のとおり。）

イ 委員及び専門調査員からの意見及び事業者からの補足説明は以下のとおりであった。

委員名	意見等
石川奈緒委員	意見なし
伊藤歩委員	意見なし
伊藤絹子委員	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 風力発電事業は自然のエネルギーを利用することにより、安定的な電力の供給と自然の生態系や環境の保全との両立を目指すことができる事業であると思います。そのためにも環境への影響調査において明らかになってきた事実を踏まえ、できる限りの環境保全策を講じていただきたいと思います。</li></ul> <p>【事業者補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本事業の環境影響評価の調査、予測及び評価結果を踏まえて、できる限りの環境保全措置を講じます。</li></ul>
内田典子委員	意見なし
大河原正文委員	意見なし
大嶋江利子委員	意見なし
大西尚樹委員	意見なし
久保田多余子委員	意見なし
齊藤貢会長	意見なし
櫻井麗賀委員	意見なし
鈴木まほろ委員	意見なし
永幡幸司委員	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 風力発電機の稼働による騒音の評価について、現時点では科学的に十分な知見が得られていないことを鑑み、評価書作成時には、環境省による指針値を用いた評価のみではなく、他の環境省による指針値と同程度以上に科学的に信ぴょう性があると考えられるガイドライン値等をも参照して評価を行うことで、より安全側の評価を行うことが必要不可欠である。</li><li>・ 人と自然との触れ合い活動の場として挙げられている「大森山」について、準備書段階の調査では不十分であるため、地元の方々の動向を中心に、さらなる調査を加えていただきたい。</li></ul> <p>【事業者補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 風力発電機の稼働による騒音の評価については、評価書において、環境省の風車騒音の指針値評価と合わせ</li></ul>

	<p>て WHO 欧州事務局によるガイドラインを参照した評価を記載するよう検討いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「大森山」については、現地調査に加え、本準備書作成前に宮城県気仙沼市および岩手県一関市に対しヒアリングを実施し、情報収集を行いました。今後も引き続き情報収集に努め、評価書において記載いたします。</li> </ul>
平井 勇介 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見書にもありますが、低周波音・超低周波音による被害の声は各地であがっています。科学的な因果関係は立証できていない状況ですが、風車稼働後、定期的に周辺地域住民にヒアリングを検討ください。秋田県由利本荘市の風車立地周辺地域では、割合的に高齢者に被害がみられるようです。そのため、グループホーム「みずなしの丘」は必ずヒアリングの対象としてもらえたたらと思います。</li> </ul> <p><b>【事業者補足説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電機の稼働による騒音及び低周波音・超低周波音の影響について、環境モニタリングを実施した上で、地域住民へのヒアリングを検討いたします。</li> </ul>
前田 琢 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電事業における最も大きな問題の 1 つにバードストライクがあり、本事業に対して提出された多数の意見書にもその懸念が示されている。</li> </ul> <p>このため、事業者は科学的見地に基づいた丁寧な解析と客観的な評価を行なう責任があるが、本事業の準備書はそうした面において十分な内容になっていない。</p> <p>具体的な問題点については、事前質問において指摘するとともに改善策も提示したが、事業者は必要な対応を試みることなく放置しようとしている。特に、調査結果にかかわらず影響は低減されているとする評価は理にかなっておらず、環境影響評価制度の形骸化を増大させるものとして許容しがたい。結果として、多くの住民が懸念する問題に科学的で中立的な評価が示されない事態となっている。</p> <p>このことから、バードストライクの確率推定や希少猛禽類の行動圏解析について、解析と評価をやり直すことなしに評価書へ進むことのないよう望みたい。</p> <p><b>【事業者補足説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見中にあります「事前質問において指摘するとともに改善策も提示した」に関して、伊藤絹子委員より 2025 年 12 月 3 日追加質問にて同様のご意見を頂き、2025 年 12 月 10 日に回答しております。12 月 10 日の回答では、前田委員よりご教示いただいた手法を参照し、距離による発見率について検討した結果をお示しいたしました。12 月 10 日の回答と重複いたしますが、距離別の出現頻度は営巣地や山頂・主尾根が位置する距離</li> </ul>

	<p>区分において高くなる傾向となり、本調査手法による調査データは“距離による発見率の低減を補正する”目的には適さないと考えております。また、行動圏解析について“距離による発見率の低減を補正した上で行動圏解析をすること”とのご指摘であると理解しておりますが、前述と同じ理由のため、行動圏解析の補正はできないものと考えます。</p> <p>本調査は「発電所に係る環境影響評価の手引き」(経済産業省、令和7年)、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年)、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」(環境省、令和6年)等に準じて、調査手法及び解析手法を設定し、方法書の審査手続きを踏んだ上で現地調査を実施し、準備書において適切な手法で解析を実施しておりますが、ご意見を踏まえ準備書の解析を再度精査し、必要に応じて解析手法を改善した上で評価書において修正いたします。</p>
三宅 諭 委員	意見なし
高橋 雅雄 専門調査員	意見なし

**第114回岩手県環境影響評価技術審査会**  
**(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価準備書に対する**  
**委員等からの追加質問等及び事業者回答**

※注：追加質問等の項目番号は、事前質問・意見に係る項目番号と連番による管理とすること。  
(事前質問・意見に付した項目番号は、1～8であること。)

**【9】**

**事前質問 No.1**

環境省による風力発電施設からの騒音に関する指針は、WHO 欧州事務局によるガイドライン(以下、ガイドライン)より、先行して発表されたものである。ガイドラインは、極めて科学的な手法に則り、策定されたものである。そのような厳密な手順に則って策定されたガイドラインにおいて、「エビデンスの質が低い」と判断された風車騒音について、それ以前に制定されている環境省による指針だけに従えば、風車騒音のヒトへの影響は十分評価できると言える、科学的根拠を示していただきたい。

方法書の審査の際に、環境省の指針値だけでなく、ガイドラインも参考するよう求めたのは、これらの値は、どちらか厳しい方を満たせば、逆は完全に満たされるという関係にあるものではないため、十分な科学的根拠がないことが知られている風車騒音のヒトへの影響について、複数の別の方法で評価することにより、少しでも安全な評価を行うためである。そのような配慮をしなくても大丈夫であると判断するのであれば、判断の科学的根拠は明確に示されるべきである。

本編で取り扱わず、別紙だけで済まそうということは、上述した「少しでも安全な評価を行う」ことをしなくてもよい、と判断したことと同じであることを付記しておく。

(永幡 幸司 委員)

**【回答】**

ご指摘を踏まえ、評価書において、WHO 欧州事務局によるガイドラインを参考した評価結果を環境省の風車騒音の指針値評価と合わせて記載するよう検討いたします。

**【10】**

**事前質問 No.4、5**

風力発電事業は再生可能エネルギーの中でも重要な部分をしめており、自然環境や住環境の保全とエネルギー供給の両立を目指すものと理解しています。

そのためには、環境影響評価をしっかりと行うことが大前提であり、専門家の助言も大切なポイントの一つと考えます。

風力発電事業の場合、猛禽類などの鳥類への影響が懸念されており、調査方法や予測手法のあり方を含め、より良い検討方法を取り入れて欲しいと願っています。

私は鳥類の専門家ではありませんが、準備書事前質問のNo4、5（前田委員の質問）へ事業者の回答内容がよく理解できませんでしたので、お聞きします。

飛翔頻度の推定をより高めるためのヒント、3項目が前田委員より提案されています。この3項目の実施はそれほど難しい項目ではない気がしますが、なぜ実施しないのでしょうか。理由として、「各種がそれぞれ全域を同じ密度で飛んでいることが必要」であることがあげられ

ています。この意味が理解できませんでした。このような前提が自然界の生物の行動解析（発見率）にとっての必要条件だとしたら、ほとんどの野生生物の行動解析が不可能になってしまいませんか。

前田委員指摘の「一定の観察時間あたりの飛翔密度を求める」とはできないのでしょうか。環境省の手引きに則して解析されているということですが、それとともに検討を加えることにより、より良い行動圏解析ができるのではないかでしょうか。

以上、誤解や理解不足あるかもしれません、ご回答よろしくお願いします。

(伊藤 絹子 委員)

#### 【回答】

前田委員のご助言にある「距離による発見率低減の状況を把握し、飛翔頻度を補正することについて、当方の考え方を改めてご説明いたします。（【別添資料 No. 2 鳥類】と併せてご確認ください。）例としてクマタカの1ペアをサンプルにして、前田委員からご教示いただきました手順を参考に算出したグラフをお示しいたします。

クマタカは林内を巧みに飛翔し移動する特徴があり、営巣地周辺や縄張りの境界となる山頂・主尾根での出現が多くなる傾向がありますので、グラフもそのような傾向を示す結果となりました。距離別の出現頻度は営巣地や山頂・主尾根が位置する距離区分において高くなっている傾向が見えると思います。なお、本算出で採用した調査定点は、視野を遮る障害物が少ないと想定され、中間の距離区分（550～1,100m付近）のところも十分に確認できる条件の場所になります。

本調査は環境アセスメントを目的とし、アセスメントの一般的な手法に準じて調査を実施しておりますので、前述の算出結果も踏まえますと、“距離による発見率の低減を補正する”目的には適さない調査手法であると考えております。前田委員のご助言は十分理解できますが、環境アセスメント調査のデータでは、前田委員の補正法を用いることができないと考えております。

(会議録 別添資料2) 非公開